

「グループホーム鹿寿苑」重要事項説明書

鹿寿苑は、まごころのこもったサービスと安心して暮らせる施設を目指します。

「気付きと行動」「責任」「地域交流」

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(中能登町指定 第 1771600051 号)

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当事業所への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援2」と認定され、また認知症を有すると診断された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	8
◎ 苦情の受け付けについて	14

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 鹿南福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 石川県鹿島郡中能登町西馬場工部56番地 |
| (3) 電話番号 | 0767-72-2600 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 杉本 栄蔵 |
| (5) 設立年月 | 平成2年8月8日 |

2. 事業所の概要

- | | | |
|------------|--------------------|---------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定認知症対応型共同生活介護 | ・平成12年3月15日指定 |
| | 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 | ・平成18年4月1日指定 |
| | 中能登町1771600051号 | |

- (2) 事業所の目的 認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援するための施設です。
- (3) 事業所の名称 グループホーム 鹿寿苑
- (4) 施設の所在地 石川県鹿島郡中能登町西馬場エ部56番地
- (5) 電話番号 0767-72-2600
- (6) 管理者氏名 北野 賢二
- (7) 当事業所の運営方針
家庭的な共同生活住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他、日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにします。
- (8) 開設年月 平成12年4月1日
- (9) 利用定員 9人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	9室	収納スペース有り
食堂・リビング	1室	バリアフリー対応型システムキッチン
浴室	1室	バリアフリー対応型

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービス・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス（以下「指定認知症対応型共同生活介護サービス」という。）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職務の内容	職員数
1. 管理者	業務の一元的管理	1名
2. 介護職員	介護業務	8名
3. 介護計画作成者(兼務)	介護計画の作成	2名

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 介護職員	主な勤務体制（最低配置人員） 早出： 7：00～16：00 1名 日勤： 8：30～17：30 1名 遅出： 10：00～19：00 1名 夜勤： 15：45～翌 8：45 1名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- （1）利用料金が介護保険から給付される場合
- （2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割又は 8 割又は 7 割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 居室の提供

② 食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を利用者と介護職員で調理します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・食事時間や食事場所については、ご契約者のその時々状況に合わせて配慮します。

（食事時間）

朝食 7：30～ 8：30 昼食 12：00～13：00

夕食 18：00～19：00

③ 口腔ケア

歯周疾患、誤嚥性肺炎予防および口腔機能の改善を目的に、毎食後の口腔ケアを行います。

④ 入浴

- ・入浴又は清拭を週 2 回行います。

⑤ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑥機能訓練

・ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑦その他自立への支援

- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金〉

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度及び介護負担割合証に記載された負担割合に応じたサービス利用料金（自己負担額）をお支払い下さい。

（サービス利用料金は、ご契約者の要介護度及び介護負担割合に応じて異なります。）

（1日当りの利用料金）

1	ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
		761 円	765 円	801 円	824 円	841 円	859 円
2	医療連携体制加算（Ⅰ）ハ	—	37 円				
3	サービス提供体制加算Ⅰ	22 円					
4	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	161 円	169 円	176 円	180 円	183 円	187 円
5	サービス利用に係る自己負担額（1割負担）	1,029 円	1,078 円	1,121 円	1,148 円	1,168 円	1,190 円
6	サービス利用に係る自己負担額（2割負担）	2,059 円	2,156 円	2,242 円	2,296 円	2,336 円	2,379 円
7	サービス利用に係る自己負担額（3割負担）	3,088 円	3,234 円	3,362 円	3,444 円	3,505 円	3,569 円
8	居室に係る自己負担額	1,200 円					
9	食事に係る自己負担額	1,100 円					
10	自己負担額合計 1割負担（5+8+9）	3,329 円	3,378 円	3,421 円	3,448 円	3,468 円	3,490 円
11	自己負担額合計 2割負担（6+8+9）	4,359 円	4,456 円	4,542 円	4,596 円	4,636 円	4,679 円
12	自己負担額合計 3割負担（7+8+9）	5,388 円	5,534 円	5,662 円	5,744 円	5,805 円	5,869 円

☆ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ（加算率18.6%）

加算額は、1か月の利用料金（居室・食費に係る自己負担額は除く）に
加算率を乗じた金額の1円未満を四捨五入した金額となります。

そのため、料金表の1日当りの金額に利用日数を乗じた金額と誤差が生じる場合があります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆初期加算

- ・入所日より30日まで加算されます。
- ・入院期間が1ヵ月を超えた場合に、退所日より30日まで加算されます。

(1日あたりの料金)

	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算	30円	60円	90円

☆科学的介護推進体制加算

- ・入所者の状態や介護計画・内容などを厚生労働省へ提出し、厚生労働省の分析フィードバックを受けることで、「科学的裏付けに基づく介護」の提供と介護の質の向上を図ります。

(1ヶ月あたりの料金)

	1割負担	2割負担	3割負担
科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円

☆栄養管理体制加算

- ・管理栄養士が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行います。

(1ヶ月あたりの料金)

	1割負担	2割負担	3割負担
栄養管理体制加算	30円	60円	90円

☆医療連携体制加算（Ⅰ）ハ

- ・特別養護老人ホーム鹿寿苑の看護師と連携し、日常的な健康管理を行い、24時間連絡できる体制を確保している場合に加算されます。

(1日あたりの料金)

	1割負担	2割負担	3割負担
医療連携体制加算（Ⅰ）	37円	74円	111円

☆退居時情報提供加算

- ・入所者が医療機関へ退居した際、生活支援上の留意点や認知機能等にかある情報を提供した場合に加算されます。

(1ヶ月あたりの料金)

	1割負担	2割負担	3割負担
退所時情報提供加算	250円	500円	750円

☆新興感染症等施設療養費

- ・入所者が、厚生労働大臣が定める感染症（今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定される）に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者に対し適切な感染対策を行った上で介護サービスを行った場合に加算されます。
- （１ヵ月に１回・連続する５日限度）

	１割負担	２割負担	３割負担
新興感染症等施設療養費	２４０円	４８０円	７２０円

☆高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）

- ・平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携、研修又は訓練を行い指導、助言を受けている施設が算定できます
- （１ヶ月に１回）

	１割負担	２割負担	３割負担
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	１０円	２０円	３０円

☆高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）

- ・施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を医療機関から受けている施設が算定できます
- （１ヶ月に１回）

	１割負担	２割負担	３割負担
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	５円	１０円	１５円

☆口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）

- ・介護職員が栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養に係る情報を文書で共有した場合、算定できます
- （６ヵ月に１回）

	１割負担	２割負担	３割負担
口腔・栄養スクリーニング加算	２０円	４０円	６０円

☆入院期間中の支援体制

- ・医療機関への入院後３ヶ月以内に退院が見込まれる契約者に対して、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合に１ヶ月に６日を限度に算定します。

	１割負担	２割負担	３割負担
入院・外泊時加算	２４６円	４９２円	７３８円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

食材費	1日あたり	1,100円	(1食でも1,100円となります)
部屋代	1月あたり	36,000円	(1200円/日)

＜サービスの概要と利用料金＞

区 分	金 額	内 容
1.特別な食事代	実費	入居者の希望によって特別な食事を提供した場合
2.新聞代	実費	入居者の希望によって提供した場合
3.レクリエーション等の経費	実費	趣味活動の材料費、外出の際の入場料等
4.医療費等	実費	病院・歯科医院での診察、投薬等
5.電化製品等電気使用料	40円/日	テレビ・ラジカセ・電気毛布等の電化製品使用の場合(1台につき)

①理髪サービス

月に2回、理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃、洗髪)をご利用いただけます。

(1回あたりの料金)

カットのみ	顔剃りのみ	カットと顔剃り
2,500円	1,000円	3,500円

②貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書

○保管管理者：管理者

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

③複写物の交付 1枚につき 10円

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

④オムツ代

リハビリタイプ	紙オムツ	尿取りパット
90円/1枚	90円/1枚	20円/1枚

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用の実費をご負担していただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月24日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

○金融機関口座からの自動引き落とし

金融機関：最寄りの金融機関をご利用できます。

引落日：金融機関により引き落としの日が異なりますので、請求書をご確認ください。
(24日が金融機関の休業日の場合は、翌金融機関営業日に引き落としとなります。)

○その他のお支払い：クレジットカード、電子マネー等でのお支払いはご利用できません。

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、これまで利用されていた医療機関の継続、またはご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関名	所在地
公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部6番地4
恵寿総合病院	七尾市富岡町94番地
中尾内科医院	中能登町良川ル4-1
かじ内科クリニック	中能登町二宮ホ部210-1
和泉歯科医院	中能登町一青ま33

6. 事業所を退居していただく場合(契約の終了について)

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下の様な事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、ご契約者に退居していただくことになります。

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援 1 と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者からの退所を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の２日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所を退居することができます。

- ① 要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援 1 と認定された場合
- ② 利用者が死亡した場合。
- ③ 利用者が病気の治療等のため長期に事業所を離れることが決まり、かつ移転先の受け入れが可能となったとき。
- ④ 利用者が他の介護老人福祉施設や介護老人保健施設への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき。

（２）事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退居していただくことがあります。

- ① 正当な理由なくその利用料その他自己の支払うべき費用を３ヶ月分滞納したとき。
- ② 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ利用者の退居の必要があるとき。
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することが出来ないと判断されたとき。
- ④ 利用者が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。

（３）円滑な退居のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

令和 年 月 日

指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

グループホーム鹿寿苑

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用契約者住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨平屋建 延べ床面積 238.06㎡

(2) 実施事業

当法人では、次の事業を実施しています。

[介護老人福祉施設]	平成12年4月1日指定 定員90名
[短期入所生活介護]	平成12年3月15日指定 定員10名
[介護予防短期入所生活介護]	平成18年4月1日指定
[通所介護]	平成12年3月15日指定 定員25名
[介護予防日常生活支援総合事業通所型サービス（第1号事業）]	平成29年4月1日指定
[訪問入浴介護]	平成12年3月15日指定
[地域密着型介護老人福祉施設]	平成26年9月1日指定 定員29名
[居宅介護支援事業]	平成11年11月1日指定
[予防介護支援事業]	平成18年4月1日
[配食サービス]	平成5年4月1日

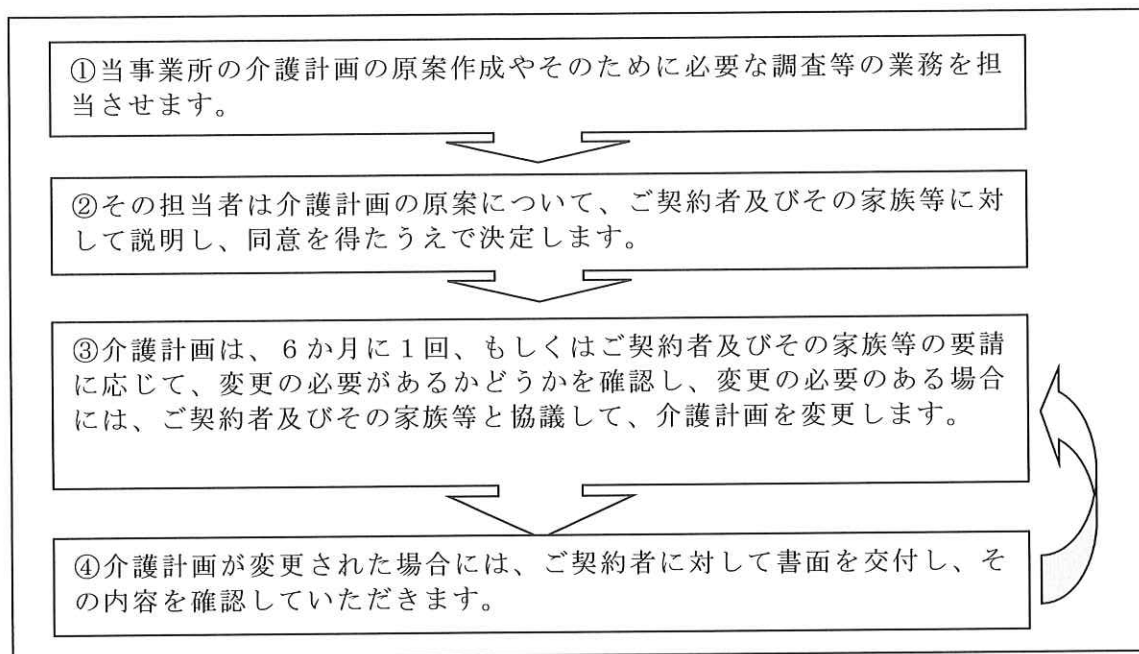
(3) 事業所の周辺環境

中能登町の中心に位置し、公共交通機関の便利さや緑豊かな中能登町運動公園に隣接する恵まれた環境にあります。

2. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「認知症対応型共同生活介護計画（介護計画）」に定めます。

「介護計画」の作成及びその変更は次の通り行います。



3. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者が受けている要介護認定有効期間満了日の30日前までに、要介護認定更新の申請のために必要な援助を行います。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤事業者及び従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

4. 事業所利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、事業所に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入居にあたり、他者に危害や迷惑を及ぼすものは原則として持ち込むことができません。

(2) 面会

面会時間 9:00～19:00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、2日前までにお申し出下さい。2日前までに申し出があった場合には、食材料費は免除されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービス実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

事業所内では喫煙はできません。

5. 事故発生時の対応

入居中に対するサービス提供により事故が発生した場合、速やかに利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

6. 緊急時の対応

利用者に対するサービス提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、家族への連絡等の措置を行うとともに、管理者へ報告します。

7. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

8. 非常災害対策について

当施設において、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、訓練等を行います。

9. 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、ご契約者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

職員に対しては、業務継続計画について周知するとともに、定期的な研修及び訓練の実施、また、定期的な業務継続計画の見直し、必要に応じた変更を行います。

10. 身体拘束の禁止について

原則、ご契約者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前にご契約者及び身元引受人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

11. 高齢者虐待の防止、尊厳の保持について

ご契約者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して職員の人権意識や知識の向上に努め、ご契約者の権利擁護に取り組みます。

また、虐待防止に関する担当者を選定し、虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底します。

サービス提供中に職員または養護者（養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを町に通知します。

12. 第三者評価等の実施状況について

- ・ 第三者評価：無

- ・ 外部評価：①実施年月日：令和6年12月26日

- ②実施評価機関：(株) エイ・ワイ・エイ研究所

- ③評価結果：石川県情報の公表制度にて公表

◎苦情受付について

当事業所における苦情やご相談は以下で受け付けます。また、特別養護老人ホーム鹿寿苑正面玄関及び喫茶コーナーの苦情受付ボックスにても受け付けています。

《鹿寿苑苦情解決組織》

役 職 名	氏 名	備 考	住 所
第三者委員	土屋 哲雄	評議員選任・解任委員	中能登町金丸又を部2番地2 Tel 72-3436
〃	平野みつ子	評議員選任・解任委員	中能登町黒氏9部136番地 Tel 090-4324-1852

苦情解決責任者 苦情受付担当者 (総合受付) (特養受付) (グループホーム受付) (在宅受付) (第二鹿寿苑)	三浦 真由美	鹿寿苑理事・施設長	中能登町西馬場エ部56番地 Tel 72-2600
	二宮 佳代	事務次長兼在宅サービス課 課長	〃
	宮島 万恵	施設サービス課 課長	72-2600
	谷内 美智江	地域密着型施設サービス課 グループホーム 主任	〃
	瀬戸川由希	在宅サービス課 居宅介護支援 主任	Tel 72-3900
	竹林 明美	地域密着型施設サービス課 第二鹿寿苑 課長	中能登町西馬場エ部64番地 Tel 72-3303

《行政機関その他苦情受付機関》

中能登町長寿福祉課	所在地	鹿島郡中能登町能登部下91部23番地 Tel (0767) 72-3133 FAX (0767) 72-3794
中能登町地域包括支援センター	所在地	鹿島郡中能登町能登部下91部23番地 Tel (0767) 72-2697 FAX (0767) 72-3794
石川県社会福祉協議会	所在地	金沢市本多町3-1-10 Tel (076) 224-1212 FAX (076) 222-8900
石川県国民健康保険団体連合会	所在地	金沢市幸町12番地1号石川県幸町庁舎 Tel (076) 261-5191 FAX (0767) 261-5148